「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」及び 「社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」の緊急時対応要綱等の作成に関するご意見

専門委員	意見
丸 山 座 長	これまでの議論で集約されたように、「科学的知見が十分ではない…」や「社会的反響…」の事案も「食中毒」と基本的に異なることはありません。少なくとも省庁間の調整役である食品安全委員会のマニュアルは、入り口のところで細分化することによる混乱や不都合の方が大きいでしょう。 従って、「食中毒」という語句に上記の2事案を盛り込める表現で対応すべきではないでしょうか。
春日専門委員	「食中毒」と「科学的知見が十分ではない…」や「社会的反響…」の事案については、リスク管理機関による調査等に際して、それぞれ特有の工夫が必要であることはわかりましたが、要綱や指針という形に整理した場合、基本的には同一の形で対応できると思いました。 (食中毒要綱等の食中毒に関する語句を整理することで対応できると思います。)
但野専門委員	既存の食中毒の要綱・指針で十分に対応できるため、新たに別立てで作成する必要はないと思 います。
山本専門委員	基本的には、新たに別立てで作成する必要はなく、食中毒に関する実施要綱や指針と同じ(一本化)でいいと思います。